IV. シンガポール共和国

＜要約＞

	概要	特徴
1. 金融制度概要	○銀行等の業態分類（機関数、根拠法、2023 年 1 月末） • 国内銀行（6、1970 年銀行法） • 外国銀行 ・フルバンク（30、1970 年銀行法） ・ホールセールバンク（96、1970 年銀行法） • マーチャントバンク（22、1970 年シンガポール通貨庁法、1970 年銀行法） • ファイナンスカンパニー（3、1967 年ファイナンスカンパニー法） ○監督官庁：シンガポール通貨庁（MAS） ○預金保険制度：シンガポール預金保険公社（SDIC）が業務を担う。保証限度額は、1 金融機関、預金者一人当たり 7 万 5 千シンガポール・ドル。 ○金融税制：利子所得、キャピタルゲインは非課税。	○1999 年以降、外国銀行を積極的に誘致してきた。 ○外国銀行との競争の結果、国内銀行の合併・統合が進んだ。 ○預金保険制度は、全てのフルバンクとファイナンスカンパニーが加盟義務を有し、毎年保険料を支払う。 ○配当所得は、一段階課税方式により、法人が課税所得に関し納税した税金が最終課税となる。
2. 郵便貯金の概要	○郵便貯金制度・経営形態 • かつては POSB 銀行（シンガポールの郵貯銀行）が存在したが、1998 年に DBS 銀行によって買収された。 • 2011 年の DBS 銀行とシンガポール･ポストとの提携により、2012 年から DBS/POSB ブランドの金融サービスを提供している。 ・DBS 及び POSB は、いずれも DBS グループのブランドであるが、DBS のスローガンが「Singapore's leading consumer bank, financing Singapore's growth since 1968.」であるのに対し、POSB のスローガンは「We are all neighbours.」で、処々にブランドごとの特徴が残っている。イメージカラーも、DBS は赤、POSB は青及び黄色で、それぞれのブランド・商品名で商品を提供しているが、預金金利等共通する部分も多い。	○POSB ブランドでは 47 店舗を展開している。うち、24 店は従来型の支店、23 店はセルフサービス型の支店となっており、ビデオテラーマシン（VTM）やブランチテラーマシン（BTM）、ATM 等の機器を通じたセルフ型のサービスを、24 時間年中無休で提供しているほか、午前 9 時から午後 6 時までは VideoTeller Customer Service Officer のサービスを利用できる（2022 年 11 月時点）

	○顧客基盤 • 外国人労働者が多いため、外国人向けの預金サービス等も展開している。 ○主な商品 ・シンガポール・ポストでは、DBS/POSB の預金口座の他、公共料金の支払い、各社ローンの返済受付、保険やクレジットカードの提供等を行っている。 ○金融包摂の取組 ・POSB の預金口座 MyAccount は、口座開設時の入金が不要で最低残高の規定もない。預金者が 16 歳以下の場合や取引明細書を電子データとする場合には、口座維持手数料が無料。	○ 原則として月々の口座維持手数料は２s ドル を徴収。
3．最近の金融動向と今後の展望	○フィンテックの動向 ・シンガポール通貨庁（MAS）が 2015 年 6 月、「スマート金融センター」の創設を発表し、フィンテックがカギと位置づけた。また、2017 年 9 月に発表した金融サービス産業変革マップにおいて、シンガポールを国際的なフィンテックのハブとする方針を打ち出した。 ○キャッシュレス決済 ・15 歳以上の人口に占める銀行口座を持つ人の割合は、95%以上で推移。カードの保有比率で、デビットカードは 9 割以上と極めて高く、クレジットカードは、5 割近くとなっている。	○ MAS は、2016 年以降毎年 11 月に、フィンテック・フェスティバルを開催。第 7 回（2022.3）は、115 ヵ国から 62,000 人が参加。MAS 長官は、フィンテックで実現したい成果として、①即時送金（instant remittance）、②サステナビリティに関するデータ（sustainability data）、③プログラム可能なお金（programmable money）、④不可分決済（atomic settlement）、⑤トークン化された資産（tokenized assets）を挙げている。 ○国内のキャッシュレス決済額は、全体で 2015 年の 1.17 兆 S ドルから 2020 年の 1.28 兆 S ドルへと拡大。内訳では、「振込・送金（同＋13.8%）」、「クレジットカード（同＋3.5%）」に増加、「小切手（同－9.0%）」は減少。また、全体のう

		ち即時決済に該当する決済金額は、2015 年の 370 億 S ドルから 2020 年の 2,110 億 S ドルへと、5.7 倍の規模に拡大。
	○モバイル決済 ・QR コードによる決済、携帯電話番号を宛先とした送金などを可能とするデジタルウォレット（モバイルウォレット）は、2013 年におけるメイバンクの Mobile Pay を皮切りに、多くの銀行でサービスを開始。	○シンガポール銀行協会が主導する PayNow と呼ばれるキャッシュレス決済が、2017 年 7 月に導入。
	○リテール決済における法規制 ・従来は、電子的な記録を規定する決済システム法と、送金を規定する両替・送金業法に 2 分されていたが、2019 年にデジタル決済や仮想通貨の取引に関わる企業を規制する包括的な法律である決済サービス法が施行された。	○具体的には、口座開設、国内送金、海外送金、アクワイアリング、電子マネー発行、仮想通貨、両替のいずれかに関わる事業を営む企業は、①両替サービス、②標準決済機関、③大規模決済機関の 3 つのライセンスのいずれかを取得しなければならないとしている。
	○インターネット専業銀行 ・2019 年 6 月、MAS はインターネット専業銀行の免許を新規に交付することを明示。金融サービス全般を扱う「デジタル・フルバンク（DFB）」ライセンスを最大 2 行に、法人顧客向けの「デジタル・ホールセールバンク（DWB）」ライセンスを最大 3 行に、最大で計 5 行に交付する方針とされた。	○2022 年 9 月には、DFB ライセンスを取得したグラブとシンガポール・テレコムの Joint Venture である GXS Bank のほか、スタンダード・チャーテード銀行と Fair Price Group（スーパーマーケット）のパートナーシップによる Trust Bank の 2 行のデジタルバンクが操業を開始。
	○金融包摂 ・政府当局や MAS は、国際金融センターとして競争力を強化すべく、デジタル化やフィンテックハブ構想を積極的に推進。金融包摂では、デジタル金融包摂への期待が高まっている。	○銀行を中心とする金融セクターの育成に注力し、すでに 90%台後半の銀行口座保有率に見られるように、高水準の金融包摂を達成。

	○高齢者対策 ・デジタル技術の進歩に高齢者をどのように取り込んでいくかという問題が生じており、情報通信メディア開発庁が中心となり、高齢者向けのデジタルリレラシー関連の教育等に取り組んでいる。 ・DBS 銀行では、2018 年 5 月から 7 月まで、POSB ブランドで Smart Senior Pilot Programme と呼ばれるプログラムの試験運用を実施。内容は、万歩計付きの ATM カードケースを高齢者に配布し、交通機関に乗った際・NETS のデビット機能を使った際・10 万歩を歩いた際にキャッシュバックを得られたり、特定地点に到着すると家族にショートメールが届いたりするサービスとなっている。	しかしながら、、中小零細企業やギグワーカー、外国人労働者など、金融サービスへのアクセスが困難な層もあり、その対応が課題となっている。 ○少子高齢化が急速に進展しており、総人口に占める 65 歳以上の老齢人口は 2012 年の 11.1%から 2022 年には 18.4%に高まる見込みで、2030 年には 23.8%に達すると予想されている。